

苫小牧市保育施設入所基準

令和6年4月入所から適用

		指数名称		点数	
基本	就労	被雇用者 ・自営(中心者)	稼働日が20日以上	月労働時間数150H以上	100
基本				月労働時間数120H以上150H未満	90
基本				月労働時間数80H以上120H未満	85
基本				月労働時間数64H以上80H未満	80
基本			稼働日が16日以上 20日未満	月労働時間数150H以上	90
基本				月労働時間数120H以上150H未満	80
基本				月労働時間数80H以上120H未満	75
基本				月労働時間数64H以上80H未満	70
基本		稼働日が16日未満	月労働時間数150H以上	80	
基本			月労働時間数120H以上150H未満	75	
基本			月労働時間数64H以上120H未満	70	
基本			自営(協力者)	稼働日が20日以上	月労働時間数150H以上
基本		月労働時間数120H以上150H未満			75
基本		月労働時間数64H以上120H未満			70
基本		稼働日が16日以上 20日未満			月労働時間数150H以上
基本				月労働時間数120H以上150H未満	65
基本				月労働時間数64H以上120H未満	60
基本				稼働日が16日未満	月労働時間数150H以上
基本		月労働時間数120H以上150H未満			55
基本		月労働時間数64H以上120H未満	50		
基本	妊娠等	出産予定日の8週間前から出産日の8週間後まで			100
基本	疾病・障害	疾病	入院	100	
基本			居宅内療養	常時臥床	100
基本				月複数回の通院加療を要する	70
基本				上記以外の自宅療養	50
基本		障害	身体障害1・2級、精神障害者1・2級、知的障害者A		100
基本			障害3級以下、知的障害者B		70
基本	同居親族の介護・ 看護	心身障害施設への通院時の付添いを要するため、他児童の保育が困難		80	
基本		病院等の付添い介護・看護、自宅介護・看護		80	
基本	災害復旧に当たっている			100	
基本	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っている			50	
基本	就学	技能習得中・在学中(120時間以上)		90	
基本		技能習得中・在学中(64時間以上120時間未満)		80	
基本	虐待・DV	虐待(児童相談所長通知が発出された世帯等)		99	
基本		DV等(行政機関からの相談事例)		200	
調整	世帯類型	ひとり親家庭		110	
調整		障害者のいる世帯		10	
調整	産休明け・育休明けによる入所の場合(B)			40	
調整	兄弟・姉妹が既に入所している場合(B)			50	
調整	産休明け・育休明けで兄弟・姉妹が既に入所している場合(A)			70	
調整	兄弟同時入所申請			20	
調整	DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保育の緊急性が高く特に優先が必要と認められる場合			100	
調整	65歳未満の同居親族が保育可能な場合			-50	
調整	保育士資格を有しており、苫小牧市内の認可保育施設(保育所、認定こども園、小規模保育施設)で保育士として稼働する場合であって、入所待ち児童の解消に寄与すると判断される場合			200	
調整	小規模保育施設を卒園し、連携施設に入所する場合(4月入所に限る)			200	
調整	その他市長が入所の必要性があると認めた場合(状況に応じ加算)			10~200	

$$\boxed{\text{父 基本指数}} + \boxed{\text{母 基本指数}} + \boxed{\text{調整指数点(当てはまる分だけ追加)}} = \boxed{\text{合計点数}}$$

ただし(A)に該当する場合、(B)は加点しない

※ 転所申請については上記に係わらず0点となり、新規の入所申請者がいない場合のみ調整します。